

日本ケアマネジメント学会 in 横浜みなとみらいご出席の皆様へ

オプションツアーのご案内

実施日： 2015年6月15日（月）

横浜半日観光

参加費用¥9,000-昼食付 最少催行人員：30名様

短時間で満喫 YOKOHAMA



横浜中華街（イメージ）

桜木町駅(09:30 発)→ 港の見える丘公園
→ 横浜赤レンガ倉庫 → 横浜中華街・
招福門（昼食／広東料理）→ 山下公園
～ 水上バス～ 横浜駅(15:30 着)

施設見学&都内観光

参加費用¥9,500-昼食付 最少催行人員：30名様

サービス高齢者住宅視察と下町・スカイツリー



雷門（イメージ）

桜木町駅(09:00 発)→浅草・やさしい手/
サービス付き高齢者向き住宅（視察）→
浅草雷門（昼食／天ぷら） → 浅草寺
→ 東京スカイツリー（第一展望台）→
上野駅(15:30 着)

【お申込み・お問い合わせ】ティ・シー・アイ・ジャパン株式会社

池袋営業所（ウインドツアー）

観光庁長官登録旅行業 第1139号（社）日本旅行業協会（JATA）正会員

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-31-5 池袋アビタシオン305

Tel.03-5949-6811 Fax03-3987-7715 メールアドレス ushiku@windtour.jp

国内旅行条件書（要約）

■旅行代金について(旅行代金算出基準日:2015年4月1日)

●旅行代金に含まれるもの

- ①バス料金:旅行日程に明示した観光バス料金
- ②食事代金:朝食0回・昼食1回・夕食0回
- ③観光料金:旅行日程に明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金
- ④団体行動中の税金・チップ

*上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても戻しいたしません

●旅行費用に含まれないもの

上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となるものを例示します。

- ①個人的性格の費用:飲み物代、クリーニング代、電話代など
- ②傷害、疾病に関する医療費
- ③任意の旅行傷害保険料
- 最少催行人員:30名様

■お申し込み

- (1)所定の申込書に必要事項を記入し、同時に参加申込金をご入金下さい
(2つか揃った時点で正式なお申し込みとなります。)

- (2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申し込みの提出と申込金の支払いをしていただきます。

- (3)本旅行はティン・アイ・ジャパン株式会社企画・募集実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

- (4)特別な配慮を必要とするお客様の申し込みa.健康を害している方、b.身体に障害のある方c.妊娠中の方、d.補助犬使用者の方、必要な配慮を必要とする方は、その旨お申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様負担とします。

■確定書面(最終日程表)の交付

確定した旅行日程、主要な交通機関の名称と宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終日程表)は、出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申し込みの場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容の変更・代金変更

- (1)当社は天変地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図る為やむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後に説明します。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

旅行成立後、お客様の都合で契約を解除される時は、次の金額を取消料として申し受けます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目 (日帰り旅行にあたっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例示)

- ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

- ②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。

- ③申込条件の不適合④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前

(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までにお支払い下さい。

■特別補償

当社は、当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲内において、補償金又は見舞金を支払います。

- ・死亡補償金:1500万円
- ・入院見舞金:2~20万円
- ・通院見舞金:1~5万円
- ・携行品損害保証金:お客様1名につき~15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■当社の責任

当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は、当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい)

■個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申し出いただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

パンフレット作成日:2015年4月1日

この旅行の契約等に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

旅行企画・実施 ティン・アイ・ジャパン株式会社

観光庁長官登録旅行業 第1139号(社)日本旅行業協会(JATA)正会員

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-20 虎の門実業会館3階

総合業務取扱管理者 稲葉正幸

【参加者申込欄】

団体/会社名				申込ご担当者名	
ご住所	〒				
電話番号		FAX			
メールアドレス					
ご旅行参加者名		年齢			
		年齢			